

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年6月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300030号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年10月1日から平成18年12月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間については、給料支払明細書を保管していないが、現在の標準報酬月額よりも2万円ほど高い給料を受けていたため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管していないと回答しており、当該期間における請求者の給与支払額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者の請求期間における住所地であるB市及びC市の市民税の担当者は、請求者の請求期間に係る課税資料について、保存期間を経過しているため資料の提供ができない旨陳述しているほか、請求者自身も請求期間に係る給料支払明細書等を保管していないことから、請求者の請求期間に係る給与支払額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における給与支払額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。